

令和3年 第4回

南会津町農業委員会総会議事録  
(公開用)

期 日 令和3年4月15日(木)

会 場 南会津役場本庁

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和3年4月15日(木) 午後1時30分
- 開催場所 南会津役場本庁 3階正庁
- 出席した委員

農業委員 10名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
		8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 9名

		田島第2	星 又エ門		
		田島第5	湯田 孝義		
田島第10	渡部 和幸	田島第11	猪俣 忠久	舘岩第1	齋藤 融
舘岩第2	大山 憲三	舘岩第3	芳賀 敏		
		南郷第2	五十嵐久長	南郷第3	目黒久一郎

- 欠席した委員

農業委員 1名

7番	渡部 一男				
----	-------	--	--	--	--

推進委員 3名

田島第1	渡部 昭雄	田島第3	星 仁	田島第7	浅沼 誠治
------	-------	------	-----	------	-------

- 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢誠二	主査	星良太郎
------	-------	---------	-------	----	------

- 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第4号 現況確認証明申請について
- 日程第8 議案第5号 農地利用集積計画決定について

## 7 会議の概要

事務局より、4月の人事異動で異動された職員の報告と挨拶。  
その後開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会  
議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。欠席の届け出があつた農業委員は、7番、渡部一男委員であります。本日の出席委員は10名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。

また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、9名に出席していただいております。

議 長

続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、8番、芳賀美紀委員、9番、山内敬委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議 長

続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局から報告をお願いします。

事務局

(事務局長 議案書により報告)

議 長

只今、事務局から会務報告の説明がありましたが、皆さんから何か質問等がありましたらお願いします。

(「ありません。」の声あり)

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第7区、浅沼誠治推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。委員から、調査した結果をお預かりしておりますので報告させていただきます。譲受人、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりとなりますので、議案書3ページ、事件番号1番のほうをご参照下さい。4月8日に代理人である行政書士の◎◎◎◎さんに電話で調査を行ったとのことでございます。調査した内容でございますけれども、こちらは、申請理由と農地法第3条の許可の要件であります。申請理由ですが、譲渡人は、●●●●の相続財産管理人として裁判所より選任された弁護士であります。明治時代の方が所有していた共有地の財産を整理するため、財産管理人として、その持ち分を譲受人に贈与するものでございます。農地法第3条の許可の要件なんですけども、

1 点目の下限面積要件でございますが、申請地は、農用地区域内の農地となっておりますので、下限面積は 30 a となります。譲受人の耕作面積ですが、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡でありますので、下限面積につきましては、問題ない状況です。2 点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件でございますけれども、申請書の内容を聞き取りしたところ、世帯合計で 150 日ほど農作業に従事する予定とのことで、年間 150 日を目安としている農作業の常時従事要件につきましては、問題がないとのことでございました。譲受人の住所、\*\*\* になっておりますが、現在、\*\*\* 地区の実家より通勤しているとのことでございました。3 点目、地域との調和要件でありますけれども、申請地には、水稻を作付けする予定でございます。今回は、共有地の持ち分の移転ですから、特に新しく農地を取得して耕作するものではありませんので、現在の営農をそのまま続ける計画となっております。申請地の周辺の農地に影響を与えるということはないとの推測をされたとのことでした。4 点目、農地のすべてを効率的に耕作する全部効率要件でございますけれども、耕運機等の大農機具を保有しておりまして、現在までそういった状況の中で営農しておりまして、特に問題はないとのことでございます。こちらは、今回の申請は、共有地の持ち分の移転でございますので、特に耕作面積の増加ということではありませんので、経営面積の増加に影響を与えることはないと考察されるとのことでございました。最後、法人の要件につきましては、譲受人は、法人ではなく個人でするので問題はないとのことでございました。以上、調査の結果、許可が相当であるとの報告でありますので、審議をお願いいたします。

議 長

はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号 1 について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号 1 については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号 2 を議題といたします。地区担当調査員の田島第 7 区、  
浅沼誠治推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。委員より、申請に基づき調査した結果をお預かり  
しておりますので報告させていただきます。この案件でございますが、  
事件番号 1 とほぼ同様の案件となっております。譲受人、土地の所在等  
につきましては、議案書記載のとおりとなりますので、事件番号 2 をご

参照いただければと思います。こちらにつきましても、4月8日に申請代理人となっておられます行政書士の●●●●さんに電話で調査を行ったとのことでした。調査をした内容につきましては、申請理由と農地法第3条の許可の要件ということでございます。申請理由ですが、事件番号1と一緒になんですが、譲渡人は、●●●●の相続財産管理人として裁判所より選任された弁護士ということでもあります。明治時代の方が所有していた共有地の財産を整理するため、財産管理人としてその持ち分を譲受人に贈与するものでございます。農地法第3条の許可の要件ですけれども、1点目の下限面積要件でございますが、こちらの申請地は、農用地区域外の農地となっております、下限面積は0,01a、1㎡となります。譲受人の耕作面積は、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡でありますので、下限面積につきましては、問題がない状況でございます。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件でございますけれども、こちらは申請書の内容を聞き取りしたところ、世帯合計でこちらも150日ほど必要な農作業に従事する予定とのこと、年間150日目安としております農作業の常時従事要件につきましては、問題がないとのことでした。地域との調和要件でございますけれども、申請地には水稻を作付けする計画だそうでございます。共有地の持ち分の移転でございますので、特に新しく農地を取得して耕作するものではありませんので、現在の営農をそのまま続ける計画となっております。そういったことでございますので、申請農地の周辺の農地に影響を与えるということはないと思われるとのことでした。4点目、農地のすべてを効率的に耕作するという全部効率要件につきましては、譲受人は、大農機具の保有は無いようですけども、現在までそういった中で営農してるという経過がありまして、今回は、共有地の持ち分の移転でございます、特に耕作面積が増加するという問題はないので、経営農地の耕作に問題はないと考察されるとのことでした。5点目、最後になりますけれども、法人の要件につきましては、譲受人は個人ですので、問題はありません。以上調査の結果、許可が相当であると報告でありますので審議をお願いいたします

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号3から9を議題といたします。地区担当調査員の南郷第2区、五十嵐久長推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

南郷2 (五十嵐久長)五十嵐です。譲渡人、●●●●さん、77歳、無職。\*\*\*の方です。調査は、4月3日に電話で調査しました。譲受人、○○○○さん、58歳、\*\*\*字\*\*\*、自営業で▼▼▼をやっていますが、農業従事日数が150日に達しています。許可を受けようとする土地が、7筆で合計□□□□㎡。譲受人の経営面積が、□□□□㎡。●●●●さんと○○○○さんは親戚関係で、現在、○○○○さんがこの田を耕作しておられます。●●●●さんは、\*\*\*の方で暮らしておられ、耕作管理ができないため、無償で○○○○さんに贈与することになったそうです。\*\*\*地区のほ場整備に伴い、自分が譲り受けたいとのことでした。▼▼▼の仕事をしながら水稻の苗起こしから田植え、稲刈まで自分でこなしておられる方なので、特に何の問題もないと思われます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)  
議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号3から9について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)  
議 長 異議なしと認め、事件番号3から9については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号10から34を議題といたします。地区担当調査員の南郷第2区、五十嵐久長推進委員から調査結果の説明をお願いいたします

南郷2 (五十嵐久長)譲渡人、●●●●さん、47歳、公務員。\*\*\*に勤めているそうです。譲受人、○○○○さん、42歳、団体職員で▼▼▼に務めておられるそうです。住所が、●●●●さんが\*\*\*で、○○○○さんが\*\*\*です。許可を受けようとする土地、田が12筆で□□□□㎡、畑が13筆で□□□□㎡、合計で□□□□㎡です。譲受人の経営面積が、田と畑の合計で、□□□□㎡。●●●●さんと○○○○さんは兄弟で、譲渡人は、\*\*\*に居住していることから、農業を廃止するために、譲受人に無償で申請地25筆を贈与するということです。現在、この土地の大部分は、▽▽▽▽で耕作管理していて、一部を自分で耕作管理しているということです。田植えまではやっているそうです。農業機器、田植機、軽トラ等を所有しておられ、農業従事日数も、世帯合計で300日と特に問題はないと思われます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号 10 から 34 について、原案のとおり決定  
することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号 10 から 34 については、原案のとおり決定  
いたしました。

議 長 次に、事件番号 35 を議題といたします。地区担当調査員の館岩第 1  
区、齋藤融推進委員から調査結果の説明をお願いいたします

館岩 1 (齋藤融) 館岩 1 区を担当しております。推進委員の齋藤融です。農地  
法 3 条の申請について、番号 35 番を説明いたします。譲渡人、●●●●  
さん、69 歳、会社役員になっていますが、▼▼▼▼の代表であり、農業  
も営んでおり、\*\*\*に住んでおります。譲受人、○○○○さん、41 歳、  
農業を営んでおりますが、●●●●さんの三男でありまして、農業のほか、  
●●●●さんの会社の手伝いなどを行って、同じ\*\*\*で分家をして  
しております。許可を受けようとする土地の表示ですが、\*\*\*、畑、□  
□□□m<sup>2</sup>です。申請理由としましては、4 月 9 日に調査に伺いまして、  
両人とお会いして話を聞き現地を見てまいりました。譲渡人の三男であ  
る譲受人に、申請地を無償で贈与し、譲受人は譲り受けて耕作するもの  
であります。許可条件との融合性でしたが、下限面積は、農用地区域外  
ですので□□□□m<sup>2</sup>で問題ありません。農作業常時従事要件ですが、世  
帯合計で年間 200 日と問題はありません。地域との調和要件ですが、申  
請地には、じゅうねん、赤カブとその他の野菜を作付けするという計画  
でありまして、周辺の農地に影響を与えることはないと考えられます。  
全部効率要件ですが、トラクターと軽トラック、畝立機、草刈り機、  
噴霧器などを保有しておりまして、効率的な耕作には問題ないと思われ  
ます。農地所有適格化法人要件ですが、譲受人は、法人ではありません  
ので問題はないと思われまして、以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号 35 について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号 35 については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、事件番号 36 を議題といたします。地区担当調査員の南郷第 3 区、目黒久一郎推進委員から調査結果の説明をお願いいたします
- 南郷 3 (目黒久一郎) 議長、36 番ですが、畑□□□□m<sup>2</sup>の売買、所有権の移転であります。譲渡人は、\*\*\*の人です。譲受人は、○○○○さん、既にこちらに移住しておりますが、いわゆる新規就農、南郷トマトに従事したいということで、今年、来年と研修で、その後本格的に南郷トマトの栽培に入るという方です。該当の畑ですが、後で現況確認というところでも出てきますが、●●●●さんの家を○○○○さんが買い求めて、そこに住むという段取りで今移っておりますが、その畑というのが、家の周りの庭というか、ガーデン。そんなイメージで、そこを合わせて譲り受けて、将来畑をトマト栽培の傍らやっていきたいという内容でございます。そんなところで問題は特にないと思うのでよろしくをお願いいたします。
- 議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号 36 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号 36 については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第 1 号の審議を終了いたします。
- 議 長 続きまして、日程第 5 「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事件番号 1 について、地区担当調査員の田島第 3 区、星仁推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 事務局の八木沢です。調査結果のほうをお預かりしておりますので報告をさせていただきます。議案書の 8 ページになります。申請人の表示等につきましては、議案書記載のとおりとなりますので、事件番号 1 番のほうをご参照いただければと思います。資料につきましては、資料 1 が農地転用の資料となります。申請理由なんですけども、この申請地なんですけど、昨年 12 月、地目変更登記をしまして、I ターン希望者の方に売

り渡そうという計画で、現況確認申請をお受けしました。ただ、こちらの申請書の内容を確認したところ、農地台帳の方には無断転用という記載がありましたので、現況確認の申請は認められないということで事務局の方で申請を止めた経緯がございます。現況確認申請では、非農地の証明はできませんので、今回改めまして追認ということで農地法第4条の転用の手続きによりまして、転用の許可を得て地目変更登記をしたいということであります。転用に関する許可の基準の状況でございますけれども、立地基準でございますが、こちら農地の区分ということでございます。資料の2ページを見ていただくと現地の状況がよくわかるのかなと思います。\*\*\*の\*\*\*、地図の上のほうに田んぼのマークがついているところがありますけど、\*\*\*っていうんですか、こちらは、\*\*\*のほうまでつながる\*\*\*沿いの広大な数十ヘクタールもあるような農地となっております。この農地から分断されことなく続いている農地と判断できたものですから10 haを超えるような農地の団地に属する農地ということで、第1種農地と判断をいたしております。第1種農地につきましても、一部の例外を除きまして転用の許可は出ないことになっております。申請地は、居宅の機能、倉庫であるとか、屋外作業場であるとか、駐車場、こちらを拡張するために、居宅に隣接する農地をにじみだ似的に転用するという内容のものでございますので、集落接続事業というものが認められます。集落接続事業につきましても、第1種農地でも例外として許可が可能でございます。一般基準の状況ですけれども、転用に必要な資力でございますが、こちらは追認ということでございますので、追認の場合におきましても、転用の目的につきましても、既に完了しているということで資料の確認は不要とされております。現地の状況につきましても、資料の5ページと6ページに現況写真を掲載させていただいておりますので、確認をしていただければと思います。申請地につきましても、左の見開きの5ページのほうが屋外の作業所と駐車場になっているところ、右側のほうが倉庫を作ったところでございます。2点目、転用の行為の妨げとなる権利を有する者がいるかどうか、同意を得ているかということになりますけれども、こちらは登記簿を確認しましたが、抵当権の設定等はなかったとのことでもございました。3点目、許可後遅滞なく申請にかかる用途に供すること可能か、ということでもございますが、こちらにつきましても追認ということですので、転用の目的である屋外の作業所、駐車場、倉庫は既に設置済みの状況ということでございます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかとのことでもございますが、こちらは問題ありません。5点目、転用面積が妥当であるかですけれども、一般住宅でないということもありまして、面積の制限は特にございません。農作業の屋外作業所だったり、駐車場だったり、倉庫の用地として合計で□□□□㎡という面積が過大ではないということで委員のほうから報告がありました。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということでございますけれども、こちらは、雨水は地下へ自然浸透で処理をしてきておりまして、現在までも問題が発生したということはないとのことでもございました。取水と排水は、利用しないということです。申請地につきましても、農地の分断は特にな

く、日照についても他の農地に与える影響はないとのことで問題はないとのことでした。以上、調査の結果、許可が相当であるという報告でございますので、審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対して、ご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。以上で、議案第2号の審議を終了します。

議 長 続きまして、日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第7区、浅沼誠治推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。

事務局 事務局の八木沢です。委員から調査結果をお預かりしていますので報告させていただきます。申請人と申請地等につきましては、議案書10ページ、事件番号1番のとおりとなりますので、そちらをご参照いただければと思います。資料につきましては、資料2がこちらの案件となります。4月3日に\*\*\*区長と直接現地で、申請地で話し合って調査をしたとのことでございました。調査をした内容につきましては、農地法第5条の許可要件ということでございます。申請理由ですが、\*\*\*地区で老朽化している\*\*\*神社を修理するにあたりまして、工事車両の通路が必要となることから、申請地の□□□□㎡のうち、□□□□㎡の部分につきまして、鉄板を敷設いたしまして工事車両の通路とするものであります。資料を開いていただきまして、4ページを見ると一番わかりやすいと思われまして、ちょっと事務局で補足した資料ですが、4ページ、横長に見る形になりますが、点線部分が、工事車両が通行していくような道路です。その点線の途中で申請地がございまして、白い部分が一時転用で鉄板を敷設して、工事車両が通行するというものでございます。今回の工事なんですけど、令和3年4月25日からだいたい5か月程度を予定しているそうでございます。5か月程度ということで、一時転用ということなんです。工事終了後につきましては、鉄板を除去し、トラクター等で耕起しまして、所有者に農地として復旧し戻すという計画になっております。立地基準なんですけど、こちら4ページ目を見ただけですと、農地が左手のほうに続いておりまして、こちらの農地がず

いぶん大きく続くものですから、面積を計算しますと、10 haを超えてしまいますものだから、こちらにつきましても 10 haを超える農地に属する農地という考え方で第1種農地という形で考えております。第1種農地につきましても、先ほども、第4条の案件でも説明いたしましたが、一部の例外を除きまして原則転用は許可されません。今回の申請は一時転用で、一時転用につきましても第1種農地であっても例外として許可が可能となります。次に、一般基準の状況でございますけど、1つ目、転用に必要な資力なんですけど、こちらは発生するものがないとのことで問題はないとのことでございました。次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということでございますけれども、登記簿を確認しましたところ、特に抵当権などの設定はありませんでしたので問題はありません。許可後遅滞なく申請にかかる用途に供すること可能かということですが、神社の修理は、個人ではなくて区で実施する事業で、許可が出たらすぐにでも着工したいとの説明があったとのことで、特に遅滞なく実施されることが見込まれるとのことでした。次に、他の法令の許認可の見込みはあるかということですが、こちらは、問題はないとのことでした。次に転用面積が妥当かという点でございますが、車両通路の確保のために幅約□□メートル、長さが□□メートル程度、こちらの区間に鉄板を敷きまして、工事用の車両通路にするということで最小限の面積と考えられるとのことでした。6点目、最後になりますが、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということでございますけれども、雨水は、地下へ自然浸透させる計画です。取水、排水は利用しないので問題ありません。農地の分断につきましても、こちらの資料の4ページを見ますと若干分断されるものではあるんですけども、一時転用ということで鉄板除去して農地に戻りますので特に問題はありません。日照については、影を落とすような建物の構築はありませんので問題はないとのことでした。以上、調査をした結果、許可が相当であるという報告でありますので、審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きます、日程第7「議案第4号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

議 長 事件番号1について、地区担当調査員の田島第11区、猪俣忠久推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 11 (猪股忠久) 議案第4号の1番と2番、土地が隣接してるので、一緒の説明でよろしいでしょうか。

議 長 はい。結構です。

田島 11 (猪股忠久) 1番のほうから。●●●●さん、住所が\*\*\*字\*\*\*、2番、◆◆◆◆君、今、\*\*\*に住んでいます。現況確認申請であります、非農地理由にありますとおり、数年前の豪雨のために、資料3と4を見ていただくとわかりますが、\*\*\*に行く\*\*\*の手前、約2キロのところに申請地がありまして、●●●●さんの方、2ページの方の写真見てもらおうとわかるんですが、コンパウンドっていうんですかね、、黒いやつ、これを並べてある土地が●●●●さんの方の地目、田んぼ、現況山林となっております。もう一つ、2番の◆◆◆◆君の方は、資料4のほうにあります。2ページ目の写真見てもらおうとわかりますが、●●●●さんの\*\*\*から見て下の方、こっちから行くと手前のほうが◆◆◆◆さんの\*\*\*字\*\*\*番地の畑になります。この写真にありますとおり、現況は雑木林となっております。ここ何年も耕作した形跡はありませんでした。申請理由は、土砂の流出があって、保安林指定を受けるといふ治山事業を、1番も2番も治山事業が入るといふことでの現況確認申請ということ。立会いは、●●●●さんも◆◆◆◆さんも勤めがあり、▽▽▽▽のほうに任せてあったので、▽▽▽▽の◆◆◆◆さんと私のほうで現場を見てきております。●●●●さんの方は、今、\*\*\*の方で暮らしております。元々は\*\*\*地区、住所的には\*\*\*となっておりますが、地区名\*\*\*、地元の方では読んでおりますが、\*\*\*地区のほうに元々父親とかがいたとこのこと。現在は、\*\*\*地区のほうに出てきて住んでおります。●●●●さんの地目、田、◆◆◆◆さんの地目、畑は、周りは\*\*\*地区の共有地となっており、確認は取れているそうです。先週の月曜日、雪のない時に立ち会ってきましたが、特段の問題はないと思っておりますがよろしく審議のほどをお願いいたします。

議 長 はい、ご苦労様でした。事件番号1と2について、説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1、2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1、2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の南郷第3区、目黒久一郎推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷3 (目黒久一郎) 12ページの番号3でございます。資料の5、資料の6ページが一番わかりやすいと思うんですが、資料の6ページ、奥のほうに家と進入路がありまして、一番手前に大きな道路、県道の\*\*\*線でございます。問題の土地は進入路です。この奥の家というのが昭和50年に新築されて、その進入路として畑を。その当時、そのような制度があったかはわかりませんが、このような形にして今日に至るという状況です。申請人は、●●●●さんということで、先ほど畑の売買で出てきた方ですが、この奥の土地を新規就農される○○○○さんという方がご夫婦で購入されるという話になって、その手続きで現況と公募上の地目が異なっていて、支障ができていたという所で、この際、すっきりしたいということで現況はこのように元に戻せる状態ではないので、時間もたっており、なおかつ、ここしか進入路がないということも踏まえまして、申請のとおり証明してあげるのが妥当かなと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第8「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局

事務局の星です。私のほうから議案第5号、農地利用集積計画決定についてご説明いたします。議案書の14ページ、利用権設定内訳4月分をご覧ください。筆数、面積を再設定、新規の順で説明申し上げます。再設定であります。田が36筆、□□□□㎡、畑が71筆、□□□□㎡となっております。新規につきましては、田が85筆□□□□㎡、畑が24筆、□□□□㎡となっております。再設定と新規合わせて、田が121筆、□□□□㎡、畑が95筆、□□□□㎡となりまして、合計が、216筆、□□□□㎡となります。15ページからは利用権設定の一覧となります。左側の番号1番から24ページの192番までが基盤法による個人間での利用権設定となり、193番から25ページの216番までが農地中間管理事業によります利用権設定となります。また、農地中間管理事業につきましては、集積計画一括方式ですので、機構から耕作者に貸し付けに関しては、議案書26ページから最後の27ページまでとなっております。使用貸借権の設定につきましては、\*\*\*地域の\*\*\*、\*\*\*、\*\*\*、\*\*\*地区、\*\*\*地域の\*\*\*地区において設定がございますがこれらにつきましては農地を荒らさないで管理していただければと、貸付人の意向によるものでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

田島5

(湯田孝義) 96番から100番まで、◇◇◇◇から❖❖❖❖さんへ利用権設定。かなり遊休化していて重機を入れて一生懸命やんなきゃなんないんだけど。議案にあがってしまうと遊休農地の対象は？来年の予算の関係？かなり荒れてるところで、◆◆◆◆には、今年の10月まで約束をして、来年やったらという話はしてあったんだけど。引き継がれているかどうか。なかなかのところ、機械、重機入れないと。頭に入れといて。

議長

いいの？

田島5

(湯田孝義) 予算取りやんだらいいんだけど。なぜかという、\*\*\*かなり遊休農地があって、皆で手分けして調査行ったのはいいけど、❖❖❖❖さん躍起になってやってくれるのはいいんだけど。1年かかってもいいんだけど、遊休地解消の金出しながらやってんのに該当させてもらいたいって、本人からの希望があったので。

議長

これ、わかってんの？

事務局

(事務局長補佐) 事務局には、ここに掲載されている農地につきましては、特に話しはなかったんですが、本年度に該当したい部分があって、◆◆◆◆と❖❖❖❖さんの間で話し合いがあったんですが、一部に不法投棄されているタイヤがあって、その処分までは❖❖❖❖さんはやりたくないという話があって、それだと該当になりませんよと。という話を

◆◆◆◆から伝えたところ、そこから❖❖❖❖さんが感情を害してしま  
ったってところがあって、話しが無くなってしまったということは聞いて  
います。それがこの農地までが入っていたかどうかは。

田島 5 (湯田孝義) この場所ではないと思う。

事務局 (事務局長補佐) \*\*\*の方の農地だと思うんですが。この部分につい  
ては、話は聞いてなかったもので。来年度以降、遊休農地の解消はある  
のかなというふうには考えております。今年❖❖❖❖さんがやる、公費  
を使ってやる事業はないということでございます。

田島 5 (湯田孝義) ここに上がってる分は外れてる？

事務局 (事務局長補佐) 外れております。

田島 5 (湯田孝義) 困ったなあ。現状見てきた。判断で行ったときに。

事務局 (事務局長補佐) 今ほどの調査の件なんですが、補助事業に該当させる  
ことになると、農地パトロールでA判定の農地となっている必要があります。  
A判定となっている必要性があるうえに、▽▽▽▽の判断になり  
ます。判断する話は、前担当から現担当に引継ぎがございますのでそう  
いったことも含めてやっていきたいと思いますが、ここはもう、利用権  
設定が出ている状況ですから、ここの部分を該当させるのは難しいと考  
えております。

田島 5 (湯田孝義) 俺も思ったけど、

議 長 よろしいですか。他にありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござい  
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第5号の審議を終了いたします。

議 長 総会に付議されました議事案件は全て終了いたしました。

議 長 次に、報告事項に入ります。事務局から報告してください

事務局 (事務局長 2 a 未満の農業用施設建築届について報告)

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局 (事務局長 業務日程について説明)

議 長 皆さんのほうから何かありましたら。お願いします。  
事務局ほうから何か。

事務局 (事務局 星主査 南会津町農業委員会互助会収支決算の報告)

議 長 他にありませんか。  
ないようなので、職務代理者から閉会の言葉をお願いします。

職務代理 これを持ちまして、令和3年の第4回南会津町農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 2時37分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

8 番

9 番